ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑭　①工事のみ、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

⑮　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑯　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⑰　②工事のみ、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進Ⅱ型工事である。

⑱　本入札公告に記載の工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

下記に記載する試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式９を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。

ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は１名のみ（特定建設工事共同企業体の場合は各構成員１名ずつ）とし、対象工事ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は無効とするので速やかに辞退の申し出を行うこと（組合せが同一の構成員による特定建設工事共同企業体についても同様とする。）。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合には、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

本試行対象工事及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア　試行対象工事

①　日高自動車道新冠町大節婦川橋上部西工事

②　日高自動車道新冠町神山川橋上部工事

イ　落札決定通知予定　令和４年１月13日、９時10分からア①、②の順で行う。ア②は前工事の重複申出後、落札決定を行う予定。

ウ　通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度から公告開始日時点までに元請として完成・引渡が完了した次のアからエの全ての要件を満たす工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度から公告開始日時点までに元請として完成・引渡が完了した、次のア、イ及びエの全ての要件を満たす工事を実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋であること。

ウ　最大支間長が65m以上であること。

エ　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記アからエは同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、室蘭開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種実績として妥当と判断された場合は、参加を認める。

⑸　本工事に係る施工計画及び②工事に係る新技術導入促進Ⅱ型での新技術現場実証に関する提案が適正であること。

また、施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成18年度から公告開始日時点までに、上記⑷本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。